

(公印省略)

建企第174-31号  
令和2年12月18日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年12月17日（木）に開催しました、第31回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく県内の警戒度を「3」から「4」へ引き上げ、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（12月19日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(12月12日(土)以降)要請からの変更点

○警戒度「4」

○生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛を要請（12/19～1/8）

○営業時間短縮要請の市町村の追加

- ・第1弾：桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市（12/15～12/28）
- ・第2弾：大泉町、邑楽町（12/22～12/28）

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月19日（土）以降）を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 小淵 技術調査係 石坂・土屋 T E L：027-897-2844 027-226-3531 F A X：027-224-1426
---